

主な改正点は次のとおりです。

1 事業年度及び連結事業年度関係

連結子法人に更生手続開始の決定があった場合の連結事業年度（連基通 1 - 4 - 5 新設）

法人が更生手続開始の決定を受けた場合には、当該法人の事業年度についてはその決定があった時に終了することとされています。しかし、当該規定によるみなし事業年度の期間については、連結事業年度から除かれる期間に該当しないこととされていることから、連結子法人が連結事業年度の中途において更生手続開始の決定を受けた場合であっても、単体法人としての申告は要しないことを明らかにしています。

2 租税特別措置法第 4 2 条の 4 関係

中小企業者であるかどうかの判定の時期（措通 4 2 の 4 - 7 改正）

平成 15 年度の税制改正により拡充された試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除制度（措法 4 2 の 4）のうち繰越中小企業者等税額控除限度超過額の控除制度の適用対象法人については、その超過額が生じた事業年度終了の時ににおいて中小企業者に該当する必要がありますが、実際に税額控除を受ける事業年度終了の時ににおいても中小企業者に該当する必要はないことを本通達において明らかにしています。

3 租税特別措置法第 4 2 条の 1 1 関係

平成 15 年度の税制改正により創設された情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（措法 4 2 の 1 1）のうち取得に係る制度については、その適用対象資産となるための取得価額基準が次のとおり法人の資本等の金額により異なります。

法人の資本等の金額	情報通信機器等の区分	
	ソフトウェア以外の情報通信機器等	ソフトウェア
3 億円超	6 0 0 万円以上	6 0 0 万円以上
3 億円以下 (特定事業者等)	1 4 0 万円以上	7 0 万円以上

(1) 事業年度の中途において特定事業者等に該当しなくなった場合の適用（措通 4 2 の 1 1 - 1 新設）

本通達においては、法人が事業年度の中途において増資等により特定事業者等に該当しなくなった場合には、その法人が当該事業年度のうち特定事業者等に該当していた期間に取得して事業の用に供した情報通信機器等の取得価額をその区分ごとに合計し、その合計した金額により特定事業者等に係る取得価額基準の判定を行うことを明らかにしています。

(2) 取得価額の判定単位と適用対象となる「特定情報通信機器等」（措通 4 2 の 1 1 - 2 新設）

本通達においては、取得価額基準を満たす特定情報通信機器等については、ソフトウェアとソフトウェア以外の情報通信機器等との区分ごとに、特別償却制度と法人税額の特別控除制度とのいずれかの制度を適用することとなることを明らかにしています。

また、それぞれの区分ごとにその区分に属する特定情報通信機器等の一部について、本制度による特別償却等の適用を受けた場合は、各区分に属するそれ以外のものについて租税特別措置法第 53 条各号に掲げるその他の特別償却等の規定を適用することはできないことを併せて明らかにしています。

4 租税特別措置法第 4 4 条の 3 関係

委託研究先への資産の貸与（措通 4 4 の 3 - 5 新設）

平成 1 5 年度の税制改正により創設された開発研究用設備の特別償却（措法 4 4 の 3 ）の適用対象資産は、専ら開発研究の用に供される機械及び装置等（開発研究用設備）で平成 1 5 年 1 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの期間内に法人が取得し、当該法人の行う開発研究の用に供されたものとされています（措法 4 4 の 3 ）。

本通達においては、法人が開発研究用設備を取得して、これを当該法人の開発研究の委託先に貸与した場合に、当該開発研究用設備が委託先において専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されているときには、当該開発研究用設備は「当該法人の行う開発研究の用に供されたもの」に該当することを明らかにしています。